

神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運輸部門における脱炭素化を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項の燃料の種類が「電気」である自動車（以下「EV」という。）をいう。

(2) 充電設備

EVに充電するための設備であって、別表2及び3に定めるものをいう。

(3) 燃料電池自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項の燃料の種類が「圧縮水素」である自動車（以下「FCV」という。）をいう。

(4) 水素ステーション

FCVに燃料として水素を供給する設備をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 事業用等EVを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県事業用等EV導入費補助金」という。）

(2) EV急速充電設備を整備する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県EV急速充電設備整備費補助金」という。）

(3) EV普通充電設備を整備する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県EV普通充電設備整備費補助金」という。）

(4) 乗用FCVを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県乗用FCV導入費補助金」という。）

(5) FCトラックを導入し、運用する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県FCトラック導入費・燃料費等補助金」という。）

(6) FCフォークリフトを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県FCフォークリフト導入費補助金」という。）

(7) 水素ステーションを整備する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県水素ステーション整備費補助金」という。）

(8) 水素ステーションを運営する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県水素ステーション運営費補助金」という。）

2 前項の補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は別表1から別表8に定める要件及び次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。

- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（補助額の算出方法等）

第4条 補助額は、当該補助事業に要する経費のうち、別表1から別表8に定める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、別表1から別表8に定める方法で算出するものとする。ただし、補助額と国の補助金、国庫支出金その他の名称を問わず国からの給付と知事が認めるものの合計額が補助対象経費を超えないこととする。

2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。

3 第1項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（利益等の排除）

第5条 補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達（工事等を含む。）がある場合は、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

2 補助事業者が次の各号のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（前号を除く。）

3 利益等排除の方法は次のとおりとする。

- (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

- (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合（前号の場合を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(交付申請の書類)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表1から別表8に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付又は不交付の決定の通知)

第7条 交付又は不交付の決定は、別表1から別表8に定める様式により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請等)

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表8に定める様式を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表8に定める様式により通知するものとする。ただし、変更を承認する場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表8に定

める様式を知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表 1 から別表 8 に定める様式により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第 7 条第 1 項の規定による交付申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

- 2 前項の規定は、第 9 条に準用する。この場合において、前項中「交付の決定の通知」とあるのは、「変更の承認の通知」と読み替えるものとする。

(補助事業の実施)

第11条 補助事業者は、規則第 4 条の規定による交付決定を受けた以降に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手の日は、別表 1 から別表 8 に定めるとおりとする。

- 2 補助事業者は、交付の決定を受けた年度内で、知事が別に定める期日までに補助事業を完了しなければならない。補助事業の完了の日は、別表 1 から別表 8 に定めるとおりとする。

(状況報告及び調査)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、別表 5 に定める様式により、補助事業を実施する年度の 3 月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第 1 条第 1 項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第13条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、別表 1 から別表 8 に掲げる書類により、補助事業完了の日から 2 か月以内又は知事が別に定める期日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第14条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表8に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、当該確定額は第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(補助金の返還)

第16条 補助事業者は、前条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）してはならない。

2 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、別表1から別表7に定めるとおりとする。

3 補助事業者は、処分制限期間の間に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ別表1から別表7に定める様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表7に定める様式により通知するものとする。

5 知事は内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は

関係者に質問をすることができる。

- 6 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 7 知事は、第3項の規定により処分を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 8 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
 - 3 補助事業者が法人その他の団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

- 第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

(暴力団の排除)

- 第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 法人その他の団体にあつては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- 2 知事は、交付の申請を受けたとき又は交付の決定をした以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会することができる。補助事業者は、知事が当該照会を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
 - 3 知事は、交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 4 前項の規定による取消しをした場合は、第16条を準用する。

(調査等への協力及び情報発信)

第21条 補助事業者は、県が補助事業終了後に必要に応じて行う調査等に協力するものとする。

2 知事は、補助事業の結果及び前項の規定により補助事業者から報告された内容について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に関して情報発信する場合は、県の補助金の交付を受けた旨を示すものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

2 令和5年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、当該要綱の規定に従うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度に神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、前項の規定による改正前の当該要綱の規定に従うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

別表 7 神奈川県水素ステーション整備費補助金

1 定義	別表 7 において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 経済産業省補助金 経済産業省が採択した執行団体が実施する水素供給設備の設置に関する補助事業において交付される補助金をいう。 (2) 定置式水素供給設備 F C V に燃料として水素を供給する設備として経済産業省補助金において定義される水素供給設備のうち、定置式のものをいう。
2 第 3 条第 1 項の補助事業の範囲	(1) 第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる事業であって、県内に定置式水素供給設備を導入する事業（以下別表 7 において「第 7 号補助事業」という。）とする。 (2) 新設のほか、実証等を目的として導入済みの設備を転用し、増設・改造する場合にも適用する。 (3) 設備は商用を目的とするものであることとする。
3 第 3 条第 2 項の補助事業者	第 7 号補助事業を実施する個人事業者又は法人（国及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人を除く。以下別表 7 において同じ。）とする。
4 第 4 条第 1 項の補助対象経費	第 7 号補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、第 5 条に該当する場合は、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。 (1) 設備機器費（定置式水素供給設備一式） 設備に要する経費 ア 受電設備 イ 原料ガス設備 ウ 水素製造装置 エ 液化水素貯槽、気化器 オ 水素輸送用設備・接続装置 カ 圧縮機 キ 蓄圧器 ク ディスペンサー ケ プレクーラー コ 冷却水装置 サ 計装空気設備・窒素設備 シ 散水設備・貯水槽 ス 制御装置・監視装置・検知警報設備 セ その他（その他水素を燃料として F C V に供給するために必要な設備） (2) 設計費 設計に要する経費 ア 設計費（土質調査・測量を含む。） イ 官公庁申請費 (3) 設備工事費 工事に要する経費 ア 基礎工事費

	イ 撤去工事費 ウ 現地配管工事費 エ 据付工事費 オ 試運転調整費 カ 舗装工事費 キ 給排水設備工事費 ク 照明設備工事費 ケ 電気工事費 (4) 工事負担金 工事負担に要する経費 ア 本支管工事負担金 敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金（申請者がガス事業者の場合は対象外） イ 給水配管・排水配管工事負担金 ウ 電気の供給設備に関する工事費負担金 (5) 経費・管理費 仮設・現場・管理に要する経費 ア 共通仮設費 イ 現場管理費 ウ 一般管理費 エ 諸経費
5 第4条第1項の補助額の算出方法	(1) 第7号補助事業に係る補助対象経費に5分の4を乗じた額から経済産業省補助金交付額を差し引いた額又は35,000千円のうち、いずれか低い額とする。 (2) 定置式水素供給設備を設置していない市町村に新たに整備する場合、又は大規模な定置式水素供給設備（水素供給能力が500Nm³/h以上で、ピーク時に500Nm³/hの水素を充填できる能力を有するもの）を整備する場合は、前号の額に7,000千円を加算した額とする。 (3) 「2 第3条第1項の補助事業の範囲」第2号に規定する補助事業については、増設・改造に要した補助対象経費から経済産業省補助金交付額を差し引いた額とする。 (4) 前3号の規定にかかわらず、「6 第6条の交付申請の提出書類」の規定による申請が複数あり、かつ、前3号の規定により算出した各々の額の合計が予算額を上回っている場合には、各々の額を上限として、予算額を当該額に応じて按分することで算出する。
6 第6条の交付申請の提出書類	(1) 神奈川県水素ステーション整備費補助金交付申請書（第1号様式） (2) 補助事業者が法人の場合（連名を含む。）は、当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行から3か月以内のもの）の原本若しくは写し又はこれに代わるもの、財務諸表（直近2か年分）及び役員等氏名一覧表（第1号様式別紙） (3) 補助事業者が個人事業者の場合（連名を含む。）は、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード（表面）のいずれかの写し又は住民票の写し（発行から3か月以内のもの）若

	しくはそれを複写したもの、及び確定申告書B（直近2か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書の写し（発行から3か月以内のもの） (4) 申請する施設に係る設備の仕様書 (5) 対象設備の計画図面 (6) 周辺地図 (7) 経済産業省補助金の交付申請書の写し (8) 第1号から第7号以外の経済産業省補助金の交付申請に係る書類一式の写し (9) 経済産業省補助金の交付決定通知書の写し (10) 補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達（工事等を含む。）する場合は、利益等の排除に関する書類 (11) その他知事が必要と認める書類 ただし、経済産業省補助金の交付決定を受けていない個人事業者又は法人が交付申請を行う場合は、第7号及び第9号の提出は要しないが、第8号と同等の内容が確認できる書類を添付して提出することとする。
7 第7条の交付又は不交付の決定の通知に係る様式	補助金の交付を決定したときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。
8 第9条第1項の変更の申請に係る様式	神奈川県水素ステーション整備費補助金変更承認申請書（第4号様式）
9 第9条第2項の変更の承認等の通知に係る様式	変更を承認したときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、変更を承認しなかったときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。
10 第9条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県水素ステーション整備費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）
11 第9条第4項の中止又は廃止の承認等の通知に係る様式	中止又は廃止を承認したときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、中止又は廃止を承認しなかったときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。
12 第11条第1項の補助事業の着手の日	次の各号に掲げる日のうち、最も早い日とする。 (1) 工事の着工のあった日 (2) 工事の契約のあった日
13 第11条第2項の補助事業完了の日	次の各号に掲げる日のうち、最も遅い日とする。 (1) 設置工事が完了した日 (2) 代金の支払が完了した日
14 第13条の実	(1) 神奈川県水素ステーション整備費補助金実績報告書（第10号様式）

績報告の書類	式) (2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者名義の口座に限る。） (3) 請求書の写し (4) 請求明細書の写し (5) 領収書の写し又は金融機関発行の振込証の写し (6) 設備の完成を証する書類・高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証の写し (7) 取得した設備の写真 (8) 完成図書 (9) 工程表 (10) 経済産業省補助金の実績報告書の写し (11) 第1号から第10号以外の経済産業省補助金の実績報告に係る書類一式の写し (12) 経済産業省補助金の額の確定通知書の写し (13) 補助対象設備の仕様等を変更した場合で、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼさないときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金仕様変更報告書（第10号様式別紙）及び変更に係る書類 (14) その他知事が必要と認める書類 ただし、経済産業省補助金の交付決定を受けていない個人事業者又は法人が実績報告を行う場合は、第10号及び第12号の提出は要しないが、第11号と同等の内容が確認できる書類を添付して提出することとする。		
15 第14条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県水素ステーション整備費補助金交付額確定通知書（第11号様式）		
16 第17条第2項に規定する知事が定める財産の種類及び期間	財産の種類		期間
	水素供給設備一式	受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、液化水素貯槽・気化器、水素輸送用設備・接続装置、圧縮機、蓄圧器、ディスプレイ、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御・監視・検知警報設備等、その他水素を燃料としてFCVに供給するために必要な設備	8年
	工事負担金	敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金、給水配管・排水配管工事に関する負担金、電気の供給設備に関する工事費負担金 〔無形固定資産で全額償却（定額）〕	15年
	上記以外の財産		「減価償却資産の耐用年数

		等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間
17 第17条第3項の財産の処分に係る様式	神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分承認申請書（第12号様式）	
18 第17条第4項の財産の処分の承認等の通知に係る様式	処分を承認したときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分承認通知書（第13号様式）により、処分を承認しなかったときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分不承認通知書（第14号様式）により通知する。	

神奈川県水素ステーション整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

〔 法人にあっては
所在地 〕

氏 名

〔 法人にあっては名称及
び代表者職・氏名 〕

（個人事業者にあっては生年月日・性別を記載）

生年月日 T. S. H 年 月 日生

性 別 男・女

神奈川県水素ステーション整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、3 の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表（別表 7 第 1 号様式別紙）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 申請内容（該当する□に「✓」を記載）

定置式水素供給設備名称			
設置事業所住所			
新設／既設の別	☐ 新設		☐ 既設（増設・改造）
補助対象経費	円		
	経済産業省 補助金	交付決定額	円
		交付決定番号	
補助金交付申請額※	円（千円未満切捨て）		
当該施設等の総敷地面積	㎡（うち、当該設備に係る使用面積 ㎡）		
事業着手予定月	年 月		
事業完了予定月	年 月		
実績報告書提出予定月	年 月		
次のいずれかの関係にある会社からの調達の有無 (1) 補助事業者自身 (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業 (3) 補助事業者の関係会社（前号以外）		☐ 有 ☐ 無	

※補助金交付申請額は、補助対象経費に 5 分の 4 を乗じた額から経済産業省補助金交付額を差し引いた額、又は 35,000 千円のうち、いずれか低い額を上限とする。ただし、定置式水素供給設備を設置していない市町村に新たに整備する場合、又は大規模な定置式水素供給設備を整備する場合は、7,000 千円を加算した額とする。

2 連絡先

氏 名	
所属課名等	
電話番号	
F A X 番号	
電子メール	

3 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

※「**会計監査人**」等の法人を含む、登記事項証明書の「役員に関する事項」欄に記載の全ての役員（抹消事項に該当する者を除く。）を漏れなく記入してください。

記載した全ての者は、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しています。

(法人名称)

(代表者の職・氏名)

神奈川県水素ステーション整備費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。また、交付の決定を受けた年度内で知事が別に定める期日までに事業を完了しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (6) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

エ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(7) この補助金は、実績報告に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(8) その他規則及び神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2か月以内又は知事が別に定める期日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 補助事業により設置した設備については、要綱別表5「16 第17条第2項に規定する知事が定める財産の種類及び期間」に定める期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合（以下「処分」という。）は、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

6 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

(1) 個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき。

(2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで申請の取下げをすることができます。

神奈川県水素ステーション整備費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

(交付しない理由)

神奈川県水素ステーション整備費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

〔法人にあっては
所在地〕

氏 名

〔法人にあっては名称及
び代表者職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

交付申請額	変更前	変更後
	千円	千円

2 変更の理由

注 交付申請に添付した書類のうち、変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

神奈川県水素ステーション整備費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により承認することとし、次のとおり決定したので、規則第 6 条の規定により通知します。

1 補助金額

既 決 定 額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この変更交付決定に伴う補助金は、実績報告に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受領した日から10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け 第 号神奈川県水素ステーション整備費補助金交付決定通知書のとおりとします。

神奈川県水素ステーション整備費補助金変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

神奈川県水素ステーション整備費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

〔法人にあっては
所在地〕

氏 名

〔法人にあっては名称及
び代表者職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

別表 7 第 8 号様式 (第 9 条関係)

神奈川県水素ステーション整備費補助金
中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付決定を取り消したので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定により通知します。

神奈川県水素ステーション整備費補助金中止・廃止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

神奈川県水素ステーション整備費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号
住所
(法人にあっては所在地)
氏名
(法人にあっては名称及び代表者職・氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

定置式水素供給設備名称			
設置事業所住所			
新設／既設の別	新設		既設（増設・改造）
補助対象経費	円		
	経済産業省 補助金	交付確定額	円
		交付決定番号	
当該施設等の総敷地面積	㎡（うち、当該設備に係る使用面積㎡）		
事業着手日	年 月 日		
事業完了日	年 月 日		

（補助金振込先）通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口座名義人	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	普通・当座
口座番号	

注 1 申請者名義の口座に限ります。
注 2 通帳等の写しを添付してください。

神奈川県水素ステーション整備費補助金仕様変更報告書

年 月 日

申請者 氏 名
(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

1 交付申請額

円

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更の理由

神奈川県水素ステーション整備費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

（公 印 省 略）

年 月 日付け 第 号で交付決定した神奈川県水素ステーション整備費補助金については、年 月 日付けで提出された神奈川県水素ステーション整備費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

〔法人にあっては
所在地〕

氏 名

〔法人にあっては名称及
び代表者職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業により取得した財産について、次のとおり処分したいので、承認を受けたく、申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の方法（※）

※ 譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供等の別を記載すること、目的外使用の場合は、用途を記載すること。

3 処分の理由

神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次のとおり承認することとしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第17条第4項の規定により通知します。

1 処分する財産の明細

2 処分の方法

3 承認の条件

- (1) 処分が完了したときは、速やかに別紙の報告書、処分の完了を証する書類の写し及び売却金額が分かる書類の写しを提出すること。
- (2) 処分の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。

注 承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次の理由により承認しない
こととしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第17条第4項の規定により
通知します。

(承認しない理由)